

確 認 書

遊佐町と事業者 は、受領委任払いとなる介護サービス費等について、遊佐町介護サービス費等受領委任実施要綱(以下「要綱」という。)の定めるところにより、次の事項について確認する。

- 1 事業者は、次の各号の規定を遵守するものとする。
 - (1) 要介護被保険者等から償還払いに係る介護サービス費等の受領について申出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受任の適否を確認するとともに、受任する場合においては、誠実にこれを履行するものとする。
 - (2) 当該事務処理に当たっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めるものとする。
 - (3) 住宅改修にあつては、事前に工事内容の説明を遊佐町に行い、給付対象経費及び給付見込額についてあらかじめ遊佐町の確認を得ておくものとする。ただし、介護支援専門員が代わってこれを行う場合には、事業者からの説明等を省略することができるものとする。
 - (4) 福祉用具の購入又は住宅改修工事の完成後、利用者が負担すべき額(給付対象経費の1割に相当する額。ただし、対象外の経費がある場合は、その額との合計額)を要介護被保険者等から受領し、当該受領委任払いに係る保険給付額については、遊佐町に請求し受領するものとする。
 - (5) 給付申請に必要な領収書、カタログ、見積書、工事内訳書、着工前後の写真等の関係資料を、介護サービスの種類に応じて要介護被保険者等に提供するものとする。
 - (6) サービス提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努めるものとする。
 - (7) 受領委任に関する全てを第三者に委任してはならない。
 - (8) この受領委任に関して遊佐町から必要な指示があった場合には、誠意をもってこれに従うものとする。
 - (9) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、当事者間で互いに協議の上、誠意をもってこの解決に努力するものとする。
- 2 遊佐町は、この受領委任に関して、次のいずれかに該当していると認めた場合には、介護サービス費等の支払や受領委任を拒否することができるものとする。
 - (1) 受領委任に関して不正な保険請求があった場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判断した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して誠実に履行できないと判断した場合
 - (4) 遊佐町が行う指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することができないと判断した場合
- 3 この確認書により難い事情が生じたとき、又はこの確認書に疑義が生じたときは、両者協議の上決定するものとする。

この確認の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

遊佐町長

事業者 所在地

会社名

代表者名

印